

奨学金給付規程

(趣旨)

第1条. 本規程は、一般財団法人 化学及血清療法研究所（以下「当法人」という）の定款第4条に定める奨学金の給付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の種類)

第2条. 本規程に基づく奨学金の種類は以下とし、詳細は各奨学金の募集要領に定める。

- ① 化血研奨学金
 - (ア) 国立大学法人熊本大学医学部及び学校法人銀杏学園熊本保健科学大学の在学生向け奨学金
- ② 化血研医学奨励奨学金
 - (ア) 医学部医学科課程の在学生向け奨学金
 - (イ) 医学系博士課程の在学生向け奨学金

(奨学金の給付対象、給付額、給付期間等)

第3条. 前条の各奨学金の給付対象、給付額、給付期間等の必要事項は、各奨学金の募集要領に定める。

(申請)

第4条. 申請者は、各奨学金の募集要領に定められた所定の書類を当法人に提出しなければならない。

(申請期間)

第5条. 申請者は、定められた期間内に申請を行うものとする。ただし、当法人が特に必要と認めた場合は、期間外においても申請を受け付けることがある。

- 2 申請期間の詳細は、各奨学金の募集要領に定める。

(決定及び手続)

第6条. 奨学生は、申請者の中から理事会で決定する。

- 2 前項により決定された奨学金の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。
- 3 奨学生への奨学金の給付にあたっては、別途定められた所定の手続に従う。

(異動届)

第7条. 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、当法人の理事長あてに届け出なければ

ならない。

- ① 死亡、退学または3ヶ月以上欠席したとき
 - ② 停学または除籍処分を受けたとき
 - ③ 刑事問題等の事件を惹起したとき
 - ④ 奨学金の給付目的を達成する見込みがなくなったとき
 - ⑤ その他重要と思われる事件が発生したとき
- 2 その他、異動届の詳細は、奨学生に別途通知する。

(奨学金の給付停止)

第8条. 奨学生が次の各号の一に該当するときは、理事会での決定を経て、奨学金の給付を停止することがある。

- ① 前条1項に該当する事態が発生したとき
- ② 奨学生の自己都合で辞退申し出があったとき
- ③ その他相当の停止すべき事由が発生したとき

(報告)

第9条. 奨学金の給付を受けた者は、各奨学金の募集要領に定められた内容を当法人に報告しなければならない。

(事務局)

第10条. 奨学金に関する事務手続は事務局が行う。

(募集要領)

第11条. 本規程に定める事項の詳細は、各奨学金の募集要領に定める。
2 募集要領は、事業年度ごとに理事会で定める。

(細則)

第12条. 本規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。
2 本規程の制定、改廃については、理事会で定める。

(補足)

本規定は、平成6年4月1日より施行する。
平成25年5月1日改訂施行する。
平成31年4月1日改定施行し、規程名を化血研奨学金制度規定から奨学金給付規程に変更する
令和元年7月10日改定